

農機具損害共済約款

第1章 補償の内容

- (共済金額)**
第1条 共済金額は、共済規程に定める額を最高の額として組合員が申し出た金額とします。
第2条 2台以上の共済目的を一つの共済金額で新調関係を締結した場合（以下「包括契約」といいます。）は、それぞれの新調価額（共済目的と同一の機種の同一又は類似の性能を有する農機具を再取得するに必要とする価額をいいます。以下同様とします。）の割合によって共済金額を按分し、その按分率をその共済目的に対する共済金額とします。
(共済目的の範囲)
第2条 共済目的は、組合員の所有又は管理する未使用の状態で作られた農機具とします。
第3条 前項に規定する農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。
(共済責任期間)
第3条 共済責任期間は、1年（農機具損害共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、組合員がこの共済共済期間等（共済掛金及び事務費賦課金等）を支払った日から起算し、以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時を終わります。
第4条 前項にかかわらず、組合員が農機具損害共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まり、その共済責任期間が満了した後も、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用を支払います。
第5条 この組合は、共済関係が成立した場合は、組合員に共済証券を交付します。
(備考)
第4項の共済証券は、農業共済組織機構共済規程期の基準（平成16年1月9日付け経営第5367号農林水産事務次官発命通知）第166条第1項の書面をいう。以下同様。

第2章 共済金の支払

- (災害共済金を支払う場合)**
第4条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調価額の減少（以下「損害」といいます。損害には防炎又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。
 - 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくは盗損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力の損
 - 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故
 - 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。)**(災害共済金の支払わない事項)**
第5条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。
 - 組合員がその者の法定代理人（組合員が専らであるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関、以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第35条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した）の規定により、他人の所有する農機具を農機具共済に付したときは、組合員がその者の法定代理人の故意によって発生した損害
 - 組合員が生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が組合員に災害共済金を取得できる目的がなかった場合を除きます。）
 - 組合員でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額に対しては除きます。）。ただし、第35条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
 - 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
 - 農業作業上の使用目的による事故によって発生した損害
 - 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび等の他自然消耗によって発生した損害
 - 故障（偶然的な外來事に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的発生をいいます。）によって発生した損害
 - 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
 - 消耗部品のみ発生した損害

2 この組合は、次に掲げる損害（次に掲げる事故によって発生した前条（災害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず前条の事由によりこれらに類して発生した損害又は拡大して発生した損害を含みます。）に対しては、災害共済金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（暴徒は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）によって発生した損害
- 前条（災害共済金を支払う場合）第3号の地震等による損害は、次のものを含みます。
 - 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
 - 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
 - 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害
- 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した事故

- (災害共済金を支払わない場合)**
第6条 この組合は、次の場合には災害共済金を支払いません。
 - 組合員が第25条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
 - 組合員が第25条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合
 - 組合員が第26条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合
 - 第14条（重大事由による解除）第1項より解除した場合
 - 組合員が災害共済金の支払請求手続を3年間怠った場合
 - 第21条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収となる場合又は、この組合の請求に対し組合員が支払を怠ったとき

第3章 共済金の支払額

- (災害共済金の支払額)**
第7条 この組合が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故に対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次項の損害の額に共済金額（共済金額が新調価額を超える場合は、新調価額に相当する金額とします。以下同様とします。）の新調価額に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、同一共済責任期間における災害共済金の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。
第2条 この組合が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調価額を限度とし、その損害の発生直前の状態に復旧（修理すること又は当該共済目的の同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得すること）をいいます。以下同様とします。）するにたいに必要な費用の総額を限度として、この組合は、その旨を通知することができます。
第3条 組合員が故意又は重大な過失として第26条（損害防止義務）第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とします。
(復旧義務)
第8条 組合員は、共済目的で第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合には、1年以内共済目的を復旧しなければなりません。ただし、この組合は、その損害に係る区域内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された町村の区域の一部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができます。

- 組合員は、前項の復旧を行わなかったときは、遡後なく、書面によってその旨を組合員に通知しなければなりません。
 - 第1項の復旧を行わなかったときの災害共済金は、第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額を農機具の時価額を基準として算出した額とします。
- (他の共済期間等がある場合の災害共済金の支払額)**
第9条 共済目的について第4条（災害共済金を支払う場合）の損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合において、この共済関係と重複契約関係の支払責任額（重複契約関係が共同の目的として算出した共済金又は保険金）の合計額が損害の額（他の共済関係等に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い額とします。）を超える場合は、次の方式により災害共済金を支払います。ただし、重複契約関係の支払責任額の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金の合計額が損害の額に満たない場合は、第7条（災害共済金の支払額）第1項の金額を限度に損害の額に満たない額を加算した額を支払います。

- 第4条（災害共済金を支払う場合）の災害共済金の額 = 第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害額 ×

この共済関係に係る支払責任額
この共済関係の災害共済金の額

{\displaystyle {\frac {この共済関係に係る支払責任額}{この共済関係の災害共済金の額}}}
- 前項の規定にかかわらず、組合員に対して、前項より支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が重複契約関係から既に支払われている場合は、その額を差し引いた額を、この共済関係より支払う災害共済金の額とします。
- 第1項前段の規定により算出した災害共済金の額と他の重複契約関係より支払われる共済金又は保険金の額の合計額が第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額に満たない場合は、第1項前段の規定にかかわらず、この組合は、次の方式により算出した額を災害共済金として支払います。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した額を限度とします。
- 第4条（災害共済金を支払う場合）の災害共済金の額 = 第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額 − 他の重複契約関係があるものとして算出した前3項の災害共済金の額 − 第2項の損害の額

- 第3項の場合において、損害が重複以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故が生じた回数に応じて、これらの項の規定を適用します。

第4章 告知義務・通知義務等

- (告知義務)**
第10条 組合員は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係が成立することにより生じ得ることとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合員が農機具共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。
(告知義務違反による解除)
第11条 農機具共済加入申込書等の告知事項について組合員が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

- 前項の規定は、次の場合には適用しません。
 - 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことなかった場合
 - 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
 - 組合員が第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
 - この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時）から1カ月を経過した場合
- 第1項の告知も、損害発生が行われた場合において、この組合は、第17条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、災害共済金を支払いません。もし、既に災害共済金を支っていた場合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずして発生した損害については、この組合は災害共済金を支払います。
- 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

- 第12条** 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、組合員はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰することのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知して、共済関係に承認の裏書を請求しなければなりません。ただし、その事実があった場合は、組合への通知は必要ありません。
 - 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者第4条（災害共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
 - 共済目的を譲渡すること
 - 共済目的を解体又は廃棄すること
 - 共済目的が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと
 - 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
 - 格納場所又は設置場所を変更すること
 - 共済目的について危険が著しく増加すること
 - 前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと**第2条** 組合員が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実の発生した時又は組合員がその発生を知った時からこの組合が承認裏書請求書を受け取るまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、災害共済金を支払いません。ただし、前項第5号又は第7号の事実が発生したときにおいては、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この限りではありません。
第3条 この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
第4条 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
第5条 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

- (危険増加による解除)**
第13条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（を補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具損害に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況（をいいます。）が生じたときは、同様の通知があった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の規定は除きます。

- 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1カ月経過したときに消滅します。
第1項の解除が損害発生が行われた場合において、この組合は第17条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除を怠らないうちに発生した損害については、災害共済金を支払いません。ただし、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

- (重大事由による解除)**
第14条 この組合は、次に掲げる事由に該当する場合は、共済関係を解除することができます。
 - 組合員（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく災害共済金を支払わせようとする旨を述べたとき、又は発生しようとした場合
 - 組合員が、この共済関係に基づく災害共済金の請求に対して、詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - 前2号のほか、この組合の組合員に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合**第2項**よりこの組合が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第17条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項の第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。

- 第3項**よりこの共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。
(共済目的の調査)
第15条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。
(共済目的の調査拒否による解除)
第16条 組合員が、相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
第2項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から1カ月以内に行使しないときは消滅します。
第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

第5章 共済関係の失効等

- (共済関係の失効)**
第18条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実の発生した時からその効力を失います。
 - 共済目的が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
 - 共済目的が第5条（災害共済金を支払わない場合）の事故によって滅失したこと
 - 共済目的が解除されたこと**第2条** 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第33条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、この組合がこれを承認したときは、新たに共済証券に裏書された農機具についてこの共済関係を適用します。
(超過共済による共済金額の減額)
第19条 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済額を超えたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。
第20条 組合員に係る共済責任期間の開始後に共済額が著しく減少した場合は組合員は、組合員に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第6章 共済掛金等の追加・返還等

- (危険の減消の場合)**
第20条 共済関係の成立後、当該共済関係により生じ得ることとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、組合員は、組合員に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
(告知・通知義務の承認の場合)
第21条 第10条（告知義務）、第12条（通知義務）第1項、第33条（共済関係の承継）第1項又は第34条（共済目的の入替え）第1項の承認又は承認を待たない場合は、この組合は、別に定めることに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額を行うことができます。

- (共済掛金の返還一時免除の場合)**
第22条 第11条（告知義務違反による解除）第1項、第14条（重大事由による解除）第1項又は第25条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還します。
第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項又は第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済金を差し引いて残額を返還します。
(告知・通知義務の承認の場合)
第21条（告知義務）、第12条（通知義務）第1項、第33条（共済関係の承継）第1項又は第34条（共済目的の入替え）第1項の承認又は承認を待たない場合は、この組合は、別に定めることに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額を行うことができます。
第3項（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事由が組合員の責めに帰すべき事由によるものないときは、前項の規定にかかわらず、共済金額のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
第4項（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済金を差し引いて残額を返還します。
第5項（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるものないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

- 第23条** 第18条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるものないときは、この組合が共済金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
(共済金の返還一括による共済金額の減額の範囲)
第24条 この組合は、第19条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係を取り消された場合は、共済関係の成立の時において、取り消された部分に対応する共済金を返還します。
第2項の規定は、第19条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第7章 損害の発生

- (損害発生の場合の手続)**
第25条 組合員は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
第4条の規定について第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
第3条は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければならないものとします。
第4条 組合員が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の組合員の住所あての書面により通知をもってこの共済関係を解除することができます。
(損害防止義務)
第26条 組合員は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。

- 組合員は、第4条（災害共済金を支払う場合）の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければならないものとします。
 - この組合は、組合員に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。
- (残存物及び遺品の帰属)**
第27条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、組合員がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。
第2条 組合員は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の内容及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければならないものとします。この場合は、当該要求による必要な行為のために、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。
第3条 盗取または共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調価額に対して割合によって組合員に移ります。なお、組合員は、盗取または共済目的を発生し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければならないものとします。
(評価人及び審判人)
第28条 新調価額又は第7条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額について、この組合と組合員又は災害共済金の受け取るべき者の間に争いが生じた場合は、この組合は、その争いの他の問題と分離して、これら当事者双方が同意する1名ずつの評價人を前項に委任するものとし、評価人の間意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁量に任せなければならないものとします。
第2項の判断又は裁定に関する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断と裁定において定めます。

- (第三者に対する権利の取得)**
第29条 第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払ったときは、この組合は、組合員がその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「組合員権利」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が組合員に代わり取得するものとします。
 - 組合が損害の全額を災害共済金として支払った場合は、組合員債権の全額
 - 前号以外の場合は、組合員債権の額から、災害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額**第3項**第2号の場合において、組合が組合員に代わり取得すべき権利が組合員が保有する権利を超過する場合は、組合が組合員に代わり取得する当該債権より優先して弁済されるものとします。
第3項（残存物及び遺品の帰属）第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。
(共済金の支払時期)
第30条 組合員が第25条（損害発生の場合の手続）の手続をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から30日以内に災害共済金を支払います。
第2項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができな場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。
(共済金支払後の共済関係)
第31条 この共済関係は、この組合が支払った災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額となった場合に消滅します。
第2項の場合を除き、この組合が災害共済金を支払ったときにおいても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

第8章 その他

- (共済関係の継続)**
第32条 共済関係の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、農機具共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、組合員は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第10条（告知義務）の規定を適用します。
第2項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。
(共済関係の承継)
第33条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人又は被相続人その他の包括承継人の有する権利義務を承継することができます。
第2項の規定による承認を受けよとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その承認又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に対し承認の申請をしなければならないものとします。
第3項の規定による権利義務の承継は、その承認の時（共済目的の譲受けの前承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生じます。
(共済目的の入替え)
第34条 共済目的が共済責任期間中廃棄され、その代替として組合員が共済目的と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得し、組合員が書面をもってその旨をこの組合に通知し、共済証券を共済目的である農機具の変更承認の裏書を申請した場合において、この組合がこれを承認したときは、新たに共済証券に裏書された農機具についてこの共済関係を適用します。
第2項の規定による承認の申請は、当該共済目的の入替の日から14日以内に行わなければならないものとします。
第3項は、農機具の入替えがあった後も第1項の定めるところに基づき、第1項に規定する新規に取得した農機具について発生した損害については、災害共済金を支払いません。

- (他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)**
第35条 他人が所有する農機具を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のために、その農機具を農機具損害共済に付することができます。
第2項の場合、農機具の所有者は、自己の所有する農機具の損害については、組合員に優先して直接この組合に災害共済金の支払を請求することができます。
第3条 組合員は、前項の損害に対して農機具の所有者に損害賠償を行った額又は農機具の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して災害共済金の支払を請求することができます。
第4条 災害共済金の支払を請求する権利は、損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は損害賠償請求権に関して差し押さえることができます。
第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち組合員が所有する共済目的の損害については、組合員に災害共済金を支払います。
(準用条)
第36条 この約款に規定のない事項については、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、同法施行令（昭和22年政令第299号）、同法施行規則（昭和22年農林省令第95号）、任意共済損害認定準則（平成12年農林水産省告示第468号）、この組合の定款及び共済規程によります。

付割条件付実損てん補特別条項

- (この特約が適用できる共済目的の範囲)**
第1条 この特約は、農機具損害共済約款第2条（共済目的の範囲）第1項に規定する農機具及び一定期間他の者で使用された後に購入された農機具（以下「中古購入農機具」といいます。）に適用します。
(共済金額)
第2条 共済金額は共済規程に定める額を最高の額とし、未使用の状態で作られた農機具にあっては新調価額額、中古購入農機具にあっては当該農機具を購入するにたい必要な費用（中古購入農機具）又は時価のいずれか低い額を限度に組合員が申し出た金額とします。
(共済金の支払額)
第3条 この組合は、この特約条項に従い、この特約条項が付帯された農機具損害共済については、農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、1回の事故につき共済金額を限度として次の各号のいずれかの額を災害共済金として支払います。
 - 共済金額が新調価額に約定割合（新調価額に対する付帯割合）として組合員が加入申込みの際に選択した共済証券記載の割合をいいます。以下同様とします。）を乗じて得た額以上の場合は、農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項の規定による損害の額
 - 共済金額が新調価額に約定割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式により算出した額

- 災害共済金の額 = 農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項の規定による損害の額 ×

共済金額
新調価額に約定割合

{\displaystyle {\frac {共済金額}{新調価額に約定割合}}}

(準用規定)
第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。この場合において、第34条（共済目的の入替え）第1項中「新規の農機具」とあるのを「新規の農機具又は中古購入農機具」と読み替えるものとします。

臨時費用担保特約条項

- (組合の支払責任)**
第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の請求によって共済目的の損害を受けた場合において、災害共済金のほか、その損害に対する臨時の費用として共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。
第2条 この組合は、第1項の規定に基づき、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の請求を受けるべき損害又は損害の発生を通知し、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
 - 30日以上の入院加療（原因のいかんを問わず）若しくは手術若しくは入院加療（原因のいかんを問わず）又は他種療養のいもを除きます。）を受けた場合、又は被害の発生から200日以内に死亡又は後遺障害（別表1に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に対する費用として共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支給します（組合員が死亡した場合は、その法定相続人に支払います。ただし、共済目的が農用自動車の場合は除きます。）
 - 前項の規定により臨時費用共済金を組合員の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続割合に相当します。

- 第2条** この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害額の「新調価額額に対する割合をいいます。）の10％を乗じて得た額とします。
第2条 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の重複契約関係がある場合において、それぞれの重複契約関係につき他の重複契約関係がないものとして算出した臨時費用共済金の合計額が前項の額（他の重複契約関係に前項の額を算出する基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した臨時費用共済金のうち最も高い額とします。以下この項において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、この組合は、次の算式により算出した額を臨時費用共済金として支払います。ただし、他の重複契約関係により支払われるべき共済金又はは保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金の合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に、支払限度額に満たない額を加えた金額とします。

臨時費用共済金の額
=
支払限度額
×
それぞれの重複契約関係に係る支払責任額の合計額

{\displaystyle {\frac {臨時費用共済金の額}{支払限度額}}\times それぞれの重複契約関係に係る支払責任額の合計額}

- 前項の規定にかかわらず、前項より支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の重複契約関係から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とします。

- (傷害費用共済金の支払額)**
第3条 この組合が支払う傷害費用共済金の額は、傷害費用支払対象者ごとに共済金額（共済金額が新調価額を超えるときは、新調価額に相当する金額とします。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額とします。
 - 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する死亡又は後遺障害を被った場合
 - 1名ごとに30％。ただし、1回の共済事故につき50万円を限度とします。
 - 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する入院加療を要した場合
 - 1名ごとに5％。ただし、1回の共済事故につき20万円を限度とします。**第2条** この特約を付した農機具損害共済又は農機具更新共済とは別に、同一の組合員について、同一の共済事故による第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれその共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号に規定する限度額を超えるときは、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

第1条（組合の支払責任）第2項に規定する共済金額
この共済関係に係る支払責任額

{\displaystyle {\frac {第2項に規定する共済金額}{この共済関係に係る支払責任額の合計額}}}

(臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合)
第4条 農機具損害共済約款第5条（災害共済金を支払わない損害）又は農機具更新共済約款第9条（災害共済金を支払わない損害）及び農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第1項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第4項の規定により、災害共済金が支払われない場合は、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

- (傷害発生時の通知)**
第5条 組合員（組合員が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なく、この組合に通知しなければなりません。
(傷害費用共済金の支払の承認)
第6条 この組合は、組合員が